

公開シンポジウム「中国の教育改革構想 ―これからの十年―」

1. シンポジウムの概要

2010年10月19日（火）13：30～16：40、京都大学芝蘭会館別館にて、教育実践コラボレーション・センター主催公開シンポジウム「中国の教育改革構想 ―これからの十年―」が開催された。このシンポジウムは、「日中の教育課程改革の動向」（2007）、「日中韓の教育課程・教育評価改革の動向」（2008）に引き続き、これまでの日中の教育改革に関する議論をさらに発展・深化させると共に、今年公布された中国の「国家中長期教育改革・発展計画要綱」（2010年～2020年）を日本国内でいち早く紹介することを目的として行われた。「国家中長期教育改革・発展計画要綱（2010年～2020年）」は、今後10年間を見据えた、中国の教育改革構想（計画）である。当日は本学研究科の田中耕治教授の司会のもと、中国の中央教育科学研究所所長である袁振国氏、本学研究科の杉本均教授、南部広孝准教授に、同要綱についてご報告と質疑応答をして頂いた。会場には、大学教員、大学院生に加え、一般の参加者など約80名の参加者が集まり、盛況となった。

2. 学術交流協定調印式と記念講演

はじめに、本学研究科長の辻本雅史教授と中央教育科学研究所所長袁振国氏によって、交流協定調印式が行われた。



▶京都大学と中央教育科学研究所の交流協定調印式

2006年から始まり、今年で4年目になる日中間の学術交流が今後も継続的に、更なる発展を目指していくことを確認するものである。

続いて、袁振国氏による「中国の教育改革の構想 ―これからの十年―」をテーマとした記念講演が行われた。まず、中国の「国家中長期教育改革・発展計画要綱（2010～2020年）」に基づき、教育改革の背景と現状、具体的な内容が紹介された。この要綱の理念は、「教育を優先的に発展させる」、「人間の発達を中心に据える」、「改革の精神を持って行う」、「教育の平等・公平を重視する」、「教育の質を高める」である。

論点としては、大きく以下の4つが挙げられた。

一、「改革」が「国家中長期教育改革・発展計画要

綱」の主旋律であること、二、教育体制改革の緊急性、三、教育体制改革の内容と目標、四、教育体制改革を推進する方策、である。

第一の論点は、「改革」が「国家中長期教育改革・発展計画要綱」の主旋律であるとは、とりわけ全国教育工作会议（1985、1993、1999）による「教育体制の改革」の公布に基づいている。これは、1. 人材育成体制の改革、2. 試験と学生募集制度の改革、3. 現代学校制度の建設、4. 学校運営体制の改革、5. 教育管理体制の改革、6. 教育開放の拡大を掲げるものであり、この6つは、児童・生徒の育成に直接かかわる内容から始まって最終的には教育環境にまで拡大されているため、同心円拡大のモデルで理解することができる。また、そこには「教師集団の確保」、「経費支出の保障」、「教育情報化の推進」、「法に基づく教育の推進」、「重点プロジェクトと改革実験モデル」、「組織的指導の強化」という国家的な課題が残されている。



▶ご講演される袁振国氏

第二の論点は、教育体制改革の切迫性についてである。特に教育改革を通じた人間の全面的発達の速やかな促進が求められ、生徒の実践能力や創造力の不足の反省から指導方法の改革、教育・教学を生産・労働、社会实践と結合させる方針の堅持、教育課程と教材の改革、評価・試験と入学募集制度の改革という教育の質の向上を推し進めることが強調された。その背景には、教育の発展を優先させること、経済のグローバル化、科学技術の進歩、国際競争の激化による人的資源の重要性のいっそうの高まりに伴い、人材育成が急がれることが国家的な課題として認識されている。

第三の論点は、教育体制改革の内容と目標についてである。教育の公平性と教育の質の向上に焦点を当てた「教育体制の改革」がその目標になっている。ここで特に、重点を置いているのは、高等教育の入試改革であり、中国では日本と同様、入学試験のあり方は常に注目されている。

これからの試験制度の改革においては、次の3つのことを目指している。1つめは、個人としての人間の発達に役立つこと、2つめは、人材の公平な選抜に役立つこと、3つめは、素質教育の推進に役立つことで

あるという。また、このような目標を実現するために次の3つの具体策が挙げられた。まず、学校が自主的に募集を行い、学生に複数回の権利を与えるというものである。次に、総合的な評価を行うこと、そして情報の公開と社会による監督の強化である。

中国は、日本と異なり就学前教育において、民営教育が約50%を占めている。義務教育段階においては3%が民営教育で、高校教育においては20%が民営教育である。高等教育においても10数%を占めている。これからの課題としては、民営教育への支援に力を入れることであり、実現されれば、国民の多様な教育に対する要望をより広範に満たすことができ、教育発展の活力も強めることができるだろう。

第四の教育体制改革を推進する方策については、主として3つにまとめることができる。1. 全体的な推進、2. 重点的な突破、3. 改革実験モデルでの先行、である。

全体的な教育改革の推進は、教育内部を改革するだけでなく、カリキュラム、指導方法、教員集団の育成など多面的な改革が必要である。そのためには、まず、重点的な問題を見定め、それを中心に解決することによって、全体の改革に及ぶことを目指しているという。

そして、現在の中国においては、一部のモデル地域で改革案を先行実施し、そこでの結果をまとめて問題を洗い出し、それから全体的に普及させようとしている。このような積極的な改革意図を持ち、速やかに改革を促進するべく試みられているのである。

3. 質疑応答と成果

袁振国氏のご講演後、杉本均教授、南部広孝准教授による全体的な意見・感想をいただいた。

杉本均教授は、本日、袁氏にお話していただいた教育改革は、包括的で幅広いものであり、この教育改革には、4つの大きな特徴があるという。1つめは、子供たちの全人的な発達、生涯的な発達を視野に収めているということ、2つめは、社会の全面的な参画を想定しており、様々な社会的な要素が教育に関わっていくことを要請しているということ、3つめは、社会の各要素、これは子どもたちから行政にまで至るが、自主的・民主的な環境の構築による教育活力を重視している、ということである。最後に4つめは、教育を含めた、社会の公平な発展を強く意識しているということで、非常に包括的な教育計画である、と述べられた。そして、早速このような新しい情報をご教示いただいたことへ感謝の意を表した。

続いて南部広孝准教授は、中国では1970年代に改革開放政策を実施しており、教育の発展を意識して様々な政策を実行し、量的な拡大と質的な向上を図ってきた。それを踏まえて、本日のご講演では、現時点での到達点と問題点、改善点、そして今後の見取り図が描かれている。85年、93年、99年の文書は、中国の教育を全体的に理解するためには重要な資料だと感じており、今回お話いただいた2010年の文書も今後長期に渡って参照され、今後の教育改革の動向を見る手が



▶ ご報告される杉本均教授、南部広孝准教授

りになるものだと感じている、と述べられた。

質疑・応答では杉本均教授により、1. 教育の公平と教育の質の向上の問題とこれからの課題、2. 人材育成の理念と評価、3. 地方分権、学校間格差の解消、民間教育、4. 民間活力に関するものについて、質問が寄せられた。

袁振国氏は、回答として次のように述べられた。1. 公平と教育の質の関係については、これから10年間は公平性と質の向上を同時に推進し、①教育の公益性と普及性という性格を保つこと、②公平性においては機会の公平を維持すること、③義務教育においては、義務教育の均衡的な発展のため弱者層に力点をおくことが重要である。また、公的教育資源を合理的に配置することによって、農村地域にも力を注ぐ。

2. 人材の育成と評価の問題については、児童生徒の能力面の評価や、個性に関することを重視していく方針であり、知識と能力を習得し、社会に出てからの実践力を持つことがこれからの目標である。

3. 分権と格差の問題については、中央政府レベルと省レベルに分けて均衡的な発展を目指している。

4. 民間活力に関するものについては、民間資金を多く教育に取り入れること、運営する方法や活力を公立教育にも影響を与えること、異なる家庭の需要に応じて、異なる教育を提供し、共に協力して教育を進展させている。

今回のシンポジウムを通じて日中教育改革は、共通した論点、課題を持っていること、改革の実行・普及については異なる見解もあることが明らかとなった。今年で3回目を迎えた今回の公開シンポジウムを踏まえ、今後も東アジアを中心とする発展的な研究交流が広がっていくことを祈念している。

(文責：趙卿我)



▶ 報告者と司会、通訳の方々